

第5回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.10.31）意見・質問概要（事前）

議題	資料番号	項目	委員からの意見・質問	事務局の回答等
実績報告書	1	6 主要施策の推進状況 主要施策1-3 高齢者の尊厳を守る取組の推進	エンディングノートの配布部数はどれくらいか。	毎年2,000部を作成し、高齢者いきいき課窓口のほか、支所、老人福祉センター、地域包括支援センター及び鎌倉市社会福祉協議会に配架しています。
実績報告書	1	6 主要施策の推進状況 主要施策1-3 高齢者の尊厳を守る取組の推進	現在の終活情報登録者数はどれくらいか。	終活情報登録者数は令和5年10月1日現在、12名となっています。
実績報告書	1	6 主要施策の推進状況 主要施策2-2 生きがいづくりの推進	入浴助成事業・デイ銭湯事業の近年の実績が知りたい。また、何年も同じ事業が続いているが、行政の考えを知りたい。加えて、他市の状況がわかれば知りたい。	<p>入浴助成事業及びデイ銭湯事業の令和4年度の実績は、実績報告書24・25ページに記載のとおりで、銭湯が令和4年度中に1か所廃業になったものの、概ね計画通りのサービスを提供できたと評価しています。デイ銭湯事業では、令和5年度に学生団体との協働で多世代交流事業を実施する予定であり、事業の方向性としては拡充としています。</p> <p>他市の状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴助成事業 同様の事業を実施している逗子市や横須賀市と比較すると、利用施設1か所あたりの予算額は最も低額となっています。 ・デイ銭湯事業 同様の事業を川崎市で実施しており、参加見込み人数一人当たりの単価は、鎌倉市の方が廉価です。
骨子案	2	第4章 1-1-(2) 生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化	「第一層協議体」「第二層協議体」は一般市民にはなじみの薄い言葉のため、実際には、それぞれどのような組織で協議するのかの事例も挙げた方が、分かりやすいと考える。	協議体の説明については、用語解説で詳しい説明を追加します。

第5回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.10.31）意見・質問概要（事前）

議題	資料番号	項目	委員からの意見・質問	事務局の回答等
骨子案	2	第4章 1-1-(4) 見守り体制の充実	【主な事業・取組】の「③地域包括支援センターによる見守り体制の充実」との記載があるが、具体的にはどのような見守り体制を計画しているのか教えてもらいたい。	地域包括支援センターでは、地域の関係者と日頃から連絡調整し相談し合える関係性を構築することで、支援が必要になりそうな人を早期発見し見守っていく体制を構築しています。特に医療と介護の連携、在宅医療や介護関係者との緊密な連携を図るため、地域ケア会議等を通して関係機関と連携していきます。また、業務で気にかかる高齢者の方に対して、さりげない声かけや自宅訪問など無理のない範囲の見守りを実施することで充実を図っていきます。
骨子案	2	第4章 1-2-(4) 人生100年時代を見据えた取り組み	終活関連の情報発信の手段はどのような方法か。	主な情報発信の手段は平成30年度より毎年開催している終活セミナーで、市民に広く終活に関連する情報を提供しています。昨年度は令和5年1月25日に「コロナ禍における新しい終活様式」として、ライフワード株式会社の鎌田真紀子氏をお呼びし、64名（定員80名）が参加しています。
骨子案	2	第4章 1-2-(4) 人生100年時代を見据えた取り組み	エンディングプランサポート事業とはどのようなものか。	骨子案の用語説明の記載にもあるとおり、「ひとり暮らしで身寄りがなく生活にゆとりがない高齢者の葬儀・納骨・死亡届出人・リビングウィルという終活課題について、あらかじめ解決を図ることを目的とした事業」となります。
骨子案	2	第4章 3-1-(2) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実	鎌倉市とシルバー人材センターでどのような連携を取っているか。また、説明可能であれば、財源の規模や会員の応募状況、登録職種はどのようなものを知りたい。加えて、新規事業としてタクシー不足や高齢者同士の交流機会の創出を目的に「外出時の車の送迎」を希望する。	鎌倉市では、運営費補助金を支払っています。原則60歳以上の方が会費を年額2,000円支払い、希望する仕事で登録をしてもらい、シルバー人材センターが引き受けた仕事の範囲で就労してもらうこととなっています。令和4年度の事業報告では、令和4年度末時点の会員数は506人で、そのうち新規入会は62人でした。請負・委任による契約金額は252,049,770円と労働者派遣事業の契約金額が27,956,266円、併せて283,919,630円の実績となっています。職種としては、植木の手入れ、家事手伝い、施設管理、筆耕、パソコン事務、埋蔵文化財発掘、各種調査などがあります。
骨子案	2	第4章 3-2-(2) いきいき事業の推進	2025年に団塊世代の方が75歳になるが、その人たちを受け入れる新事業計画は検討されているか。また、ニーズ調査など当事者たちの意見を聞く機会はあるか。	団塊の世代が75歳になることに関連した新規事業は検討しておりません。これまで取り組んできた事業の一層の推進を図っていきます。また、団塊の世代のみを対象としたニーズ調査も考えていません。

第5回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.10.31）意見・質問概要（事前）

議題	資料番号	項目	委員からの意見・質問	事務局の回答等
骨子案	2	第4章 3-3-(1) 老人クラブの充実	支援内容は財政支援か人的支援か。また、他市と比べて鎌倉市の支援状況についてどのように分析しているか。加えて、毎年65歳の方に介護保険証を配布しているが、広報支援の一つとして他書面と一緒に市内の高齢者の活動（みらいふる鎌倉）の同封を希望する。	運営費補助による財政支援を行っています。また、補助金の額については他市と比較し検討を行っており、支援状況は妥当であると考えています。また、介護保険証への同封については、同封できる量に限りがあることから、今後の検討課題といたします。
骨子案	2	第4章 3-3-(5) 外出支援サービスの充実	高齢者のバス割引助成制度の復活はなぜないのか知りたい。高齢者のバス割引制度の復活は多くの人が望んでいる。利用者が増えればバスの本数が増える。今、1時間に1本に減った場所もあり大変不便。	市として、全ての高齢者に対する一律の交通費補助を継続して実施していくことは、考えていません。 第9期計画では第3章「3-3-(5) 外出支援サービスの充実」に位置付け、引き続き外出機会の創出や生きがい・健康づくりの観点を重視した外出支援サービスの充実を図っていきます。 （「第3回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.5.24）意見概要回答」、「第4回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.8.28）意見・質問概要（事前）」に関連質問あり）
骨子案	2	第4章 4-1-(2) 介護保険関連施設等の整備と情報提供	【主な事業・取組】の「②介護専用型以外の特定施設（介護付有料老人ホームを含む）の公募」との記載があるが、介護専用型の施設を取組対象からはずした理由を知りたい。	要介護者以外の自立・要支援者の方も入所できるよう、介護専用型ではなく介護専用型以外の特定施設とし、多様な住まいの確保を図るためです。
骨子案	2	第4章 4-1-(4) 防犯情報等の提供	防犯情報チラシ（特に特殊詐欺）を行政からの個人宛て書面配布の折に同封を希望する。高齢者は町内の回覧等は他人事としか見ていない。個人あてに届くと自覚する。市役所を信頼している高齢者が多くいる。	特殊詐欺被害防止は本市でも課題の一つと認識しているところです。担当課にお伝えいたします。

第5回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.10.31）意見・質問概要（事前）

議題	資料番号	項目	委員からの意見・質問	事務局の回答等
骨子案	2	第4章 4-2-(2) 移動手段の確保	高齢者にとって移動するには経済的負担が大きい。公共交通機関の運賃割引制度の導入を検討してほしい。	市として、全ての高齢者に対する一律の交通費補助を継続して実施していくことは考えていませんが、現在、65歳以上で運転免許証を自主返納した市民、又は運転免許証が失効した市民を対象に、高齢者向けのバス乗車証やタクシーの利用料金に利用できる年間2,000円分の助成券を最大で2年間交付する事業を実施しています。 第9期計画では第3章「3-3-(5) 外出支援サービスの充実」に位置付け、引き続き外出機会の創出や生きがい・健康づくりの観点を重視した外出支援サービスの充実を図っていきます。 （「第3回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.5.24）意見・質問概要（事前）」、「第4回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.8.28）意見・質問概要（事前）」に関連質問あり）
骨子案	2	第4章 5-2-(2) フレイル予防を含む一般介護予防事業の推進	フレイル状態にある人に介護保険が適用される余地はあるか。	要支援・要介護認定をもっておらず、基本チェックリストを実施して該当すると判断された方（事業対象者と判定された方）については、受けられる介護サービスはあります。
骨子案	2	第5章 1 サービス基盤整備のために	「第2章 2の年度別要支援・要介護認定者数の推移（図表2）（8頁）」では、令和4年度から令和8年度へ向けて要支援・要介護認定者数が年々増加することが示されているにもかかわらず、「第5章 1 サービス基盤の整備」の「介護保険施設の整備量の目標（76頁）」では令和5年度から令和8年度にかけて利用定員総数が全く増えていない。これは利用者定員を増やさずとも十分対応できることを示しているのか。また、利用者定員を増やさなくても対応できるとすれば、どうするかを教えてください。	令和4年度から令和8年度へ向けて要支援・要介護認定者数が年々増加見込みとなることは認識しています。 アンケート調査、既存施設の稼働率、需要見込みなどから判断したいと考えているため、現在調整中です。

第5回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（2023.10.31）意見・質問概要（事前）

議題	資料番号	項目	委員からの意見・質問	事務局の回答等
骨子案	2	<p>第5章</p> <p>1 サービス基盤整備のために</p> <p>2 介護保険サービス利用者数等の状況</p> <p>3 介護保険事業量の見込み</p>	<p>「介護保険サービス利用者数の推移（79頁）」、「介護予防サービス事業量の見込（81頁）」、「介護給付サービス事業量の見込（82頁）」では、いずれも令和6年度から令和8年度の見込がまだ確定していないため、見込値が記載されていない。一方、「介護保険施設の整備量の目標（76頁）」と「地域密着型サービスの整備量の目標（77頁）」については、すでに令和6年度から令和8年度の目標値が記載されている。「サービス事業量の見込」は介護サービスの「需要」を見込んでおり、施設の整備やサービスの整備は、需要に見合った介護サービスを「供給」するためと考えられる。したがって、需要の見込が確定するまえに、供給を先に確定してしまうのは、需要と供給のアンバランスを発生させる可能性がある。令和6年度から令和8年度のサービス事業量の今後の確定値次第では、令和6年度から令和8年度の施設の整備量とサービスの整備量の値を現在のものからサービス事業量の見込に合わせて、変更する可能性があると考えてよいか。</p>	お見込みのとおりです。
骨子案	2	用語解説	用語解説に「みらいふる鎌倉」を掲載してほしい。	用語解説に掲載します。